
練馬区地域福祉計画推進委員会
第3期第6回権利擁護部会

1 日 時 令和6年11月5日(火)午前10時00分～11時10分

2 場 所 練馬区役所20階 交流会場

3 出席者

【委員】

上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、轡田部会員、酒井部会員、佐藤部会員(以上7名)

【区出席者】

福祉部管理課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長(代理)、保健予防課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 開会

(2) 次期練馬区地域福祉計画(素案)について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

(5) 閉会

副部会長 定刻となりましたので、これより練馬区地域福祉計画推進委員会第3期第6回権利擁護部会を開催いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日、部会長が欠席のため、副部会長にて進行を務めます。よろしくお願いたします。

最近の利用促進に関する会議が多く開かれていまして、東京都や社協、家庭裁判所が主催するものなどありますが、私も出席して感じるのは、やはりさらに風が変わってきたということです。特に、東京都の中では、多摩エリアについて行政・社協がかなり積極的になってきていて、変化が始まっていると感じています。元々23区内の行政・社協に関しては、取組みが進んでいるところと進んでいないところがありますが、東京都全体でいくと、まだ小さなところにも手が届くようになってきたのではないかと思います。そういった他の行政・社協の状況も踏まえながら、話を進めていければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況、会議の情報公開と傍聴についてご報告ください。

事務局 部会員の出席状況についてご報告します。現在7名の部会員にご出席をいただいております。また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りしますので確認をお願いいたします。

副部会長 議題に入る前に、配布資料の確認をお願いいたします。

事務局 (資料確認)

副部長 それでは、次第2「次期練馬区地域福祉計画(素案)について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料1をご覧ください。これまでの部会で、計画に盛り込むべき施策の方向性についてご意見をいただきました。そのご意見を踏まえて素案(案)としてまとめましたのでご説明いたします。なお、この素案は、案の段階ですので、今後修正が加わる場合がありますのでご了承願います。

まず、目次をご覧ください。第1章は「計画の基本的な考え方」として計画策定の目的や位置づけ、理念と方針などを掲載しています。第2章は「計画策定の背景」で、国の動向や区の現状などを掲載しています。第3章は「施策の内容」としております。大きく変更した点としまして、施策3に再犯防止に関する取組みをまとめ、再犯防止推進計画を包含しているということを知りやすく見えるようにしました。第4章は「練馬区の重層的支援体制の整備について」とし、第5章は「計画の推進に向けて」、最後に資料編という構成にしております。

1ページからは計画の基本的な考え方です。1ページに「地域福祉とは」、2ページに「計画策定の目的」のページを設けたいと考えております。内容については、未定稿の状態で見せさせていただきます。

1ページは「地域福祉とは」についてです。我が国の福祉サービスは、生活困窮者対策などの分野ごとに充実されてきましたが、人々のニーズが多様化・複雑化し、分野をまたいだ課題や谷間の問題などさまざまな課題が生じています。こうした福祉に関する課題を、地域で我が事ととらえ、多様な人や暮らしに共感しつつ、協働して解決に取り組むことが「地域福祉」であると考えます。区民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がそれぞれの役割の中で強みを活かし、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

2ページは「計画策定の目的」です。区では、平成18年3月に「地域福祉計画」を策定し、その後「福祉のまちづくり計画」と統合、また、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、地域福祉の推進のための施策を進めてきました。令和6年度から区の総合計画「第3次みどりの風吹くまちビジョン」がスタートし、地域生活の課題に対応する取組みを進めています。今回策定する「地域福祉計画」は、新たな課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」と「再犯防止推進計画」の2つの計画を包含します。

3ページは「計画の位置づけ」です。「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を上位計画とし、子ども、高齢者、障害者などの各福祉分野に共通する考え方を示す計画として位置づけます。

4ページは「基本理念と基本方針」です。こちらは、これまでと変更はありません。基本理念は、区が実現すべき将来像として「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」とし、基本方針は、基本理念のもとで区が進めるべき施策の方針として「共感」「協働」「安心」の3つです。

5ページは「計画の期間」です。地域福祉計画は、令和7から10年度の4年間になります。区で策定している関連計画も参考にお載せしています。

次のページからは、第2章「計画策定の背景」です。6ページから12ページにかけて国の動向を掲載しています。国の動向については、地域福祉に関して国の動きや制度の内容

などを掲載します。区の実情も、これらの動向を踏まえながら進めていくこととなります。

13ページは「区の実情」です。区の人口、世帯の状況や要介護認定者など、区の基本データの推移をお示ししております。

18ページは「新たな地域福祉の推進」としまして、3つ設けております。1つ目が「重層的支援体制整備事業」です。こちらは第4章で説明をいたします。2つ目は「地域福祉と再犯防止推進の関わり」として、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含することを説明しています。地域社会全体で犯罪の未然防止や犯罪をした者の立ち直りを支援し、再犯防止の取組みを推進していきます。3つ目が「孤独・孤立対策」として、孤独・孤立は誰にでも起こることであり、社会全体での対応や予防が重要であること、区民や地域団体との協働により、居場所づくりやアウトリーチ支援など各分野の施策に取り組んでいくことが、孤独・孤立対策につながると考えます。また、令和7年度以降、親会の中で官民連携プラットフォームなどの構築についてご意見をいただいく予定です。

19ページからは、令和5年度に実施した調査の結果を掲載しています。「調査の概要」と「調査結果のまとめ」です。また、20ページからは調査結果を抜粋して掲載しています。この調査結果から把握した課題とその課題に対応する取組みを26ページからの第3章「施策の内容」に反映しております。

それでは、26ページをご覧ください。26から28ページまでは施策体系の全体像です。26ページの中ほどの「表の見方」にありますように、表中の赤字で【新規】とあるものは「新たな取組を含む事業」、緑字の【重層事業】は「重層事業実施計画に位置付けた取組を含む事業」、青字の【再犯防止】は「再犯防止推進計画に位置付けた取組を含む事業」としています。27ページの施策3については、「再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」とし、再犯防止に関する取組みをまとめております。権利擁護に関する取組みは、28ページの施策5になります。これまでの部会で説明してきました内容から、取組項目や事業内容に変更はございません。

施策1から4につきましては、それぞれ親会と福祉のまちづくり部会で説明をしていきます。

それでは、74ページの施策5をご覧ください。

これまでお示してきたものをベースとしまして、各事業に目標を設定しております。74ページの「4年間の目標」と「現状と課題」についてですが、これまでの内容から変更はございません。4年間の目標は、「認知症や障害のある方など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。」とされています。

現状と課題について、1つ目は、支援が必要な方を速やかに支援につなげるためには、中核機関を中心として、関係機関の連携が必要であること。2つ目は、後見人に財産管理を任せることへの不安や、金銭的な負担から制度を利用したくない方もいるため、安心して利用できるよう周知が必要であること。3つ目は、後見人候補者の充実を図り、適切な後見人が選任されるよう、法人後見や市民後見人の活用の推進、親族後見人への支援が必要であること。4つ目は、第二期計画の中において、任意後見制度の利用や市民後見人活

躍の場の促進、費用助成の拡充が期待されていること。5つ目が、制度利用には至らないが、日常の金銭管理の支援が必要な方も増加が見込まれるため、サービスの充実が必要であること。6つ目は、判断能力が低下したときの生活や、急な入院等もしもに備えたサービスが求められていること。こうした課題に対して次ページ以降の事業に取り組んでいきます。

まず、取組項目1「成年後見制度の利用を支援する」についてです。このページに、まず「成年後見制度とは？」のコラムを掲載しています。コラムの内容は、1つ目に制度の内容を説明しております。2つ目に「法定後見制度」「任意後見制度」の説明をしております。3つ目に、本人の意思、特性や生活状況等に合わせて適切な後見人が選任されるよう、市民後見人などの専門職以外の担い手の育成を推進している、ということのコラムでご説明をしております。

事業番号36は「ネットワークの強化」です。事業の説明に続けて76ページに目標を設定しております。目標については、各事業の「主な取組」を設けて、その取組みの10年度の目標を設定しております。数値化できるものは数値し、数値化が難しいものは「充実」や「継続」などを目標としております。ネットワークの強化については、「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」と「検討支援会議」について目標を設定しております。今後も事業を継続し、権利擁護について意見交換や情報共有を行い、より利用者の支援につながるような内容となるように取り組んでいきます。

事業番号37は、制度の周知・啓発です。こちらは、「説明会や講演会の開催」「市民後見人養成研修の公開講座の開催」について目標を設定しています。区民向けの周知と、区民から相談を受ける職員が研修を受講することにより対応力の向上を図ります。

事業番号38は、制度利用に係る経費への助成制度です。「申立経費の助成」と「報酬費用の助成」の件数を目標値としています。

77ページからは、取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」です。

事業番号39は、法人後見実施団体への支援です。目標は「法人後見実施団体への支援の充実」としてしております。NPO法人との懇談会を継続し、NPO法人の皆様のご意見を伺いながら団体への支援内容を検討していきます。

事業番号40は、市民後見人の養成と支援です。こちらは、市民後見人養成研修の「研修内容の充実」と「市民後見人の受任件数」を目標値としています。

事業番号41は、親族後見人への支援です。現在も実施している「相談支援」や「『ねりま後見人ネットだより』の発行」を継続していきます。

続いて、79ページの取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」についてです。

事業番号42は、「地域福祉権利擁護事業」と「財産保全・手続き代行サービスの利用者数」を目標値としています。

事業番号43は、将来の不安に備えた支援の実施です。「高齢者在宅生活あんしん事業」と「権利擁護に関する新たなサービスの実施」について目標を設定しています。権利擁護センターに設けた終活相談窓口に寄せられるニーズを把握し、必要なサービスの検討を進め、推進に向けて取り組んでいきます。

最後に「終活」についてのコラムを載せております。

施策5については以上です。続いて、81ページから重層的支援体制の整備についてまとめております。「重層的支援体制整備事業の展開」としまして、少子高齢化の進行や単身世帯の増加など社会環境が大きく変化したことにより、生活課題が複合化・複雑化しています。分野ごとに行われてきた既存の相談支援や地域づくりの取組みを活かしつつ、課題を抱える世帯を支援するため、アウトリーチ支援、支援機関の連携強化や居場所支援などを一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。この事業は、社会福祉法に基づく取組みで、令和5年度から移行準備事業として実施してきましたが、令和7年度から本格実施となります。実施事業としては、下の表にあります5つの事業を一体的に実施していきます。82ページに、5つの事業の支援フローをお示ししています。要支援世帯から相談があった場合、どこの窓口でも相談を受け止め、分野を超える相談の場合は他の機関と連携をします。関係機関同士でも対応が困難なケースは、多機関協働事業につなぎ、調整を行います。ケース検討会議で支援プランを決め、サービスを提供していきます。また、支援が行き届いていない世帯を個別訪問により把握し、相談窓口につないだり社会資源とのマッチングを行います。また、地域づくりとして気軽に立ち寄れる居場所支援を地域団体等と連携して取り組んでいます。このように、支援が必要な世帯に対して必要な支援を一体的に提供していきます。

83ページからは、事業概要と提供体制についてです。(1)は相談窓口の設置状況です。表にあります窓口以外でも相談を受け止め、適切な機関につなげます。(2)は参加支援事業です。社会との関わりが希薄な方へ社会参加に向けた支援を行います。地域とのつなぎ役である練馬区社協のボランティア・地域福祉推進センターの地域福祉コーディネーターが取り組んでいます。84ページの(3)地域づくり事業として、街かどケアカフェなどの居場所事業や、支援ニーズと取組みのマッチングを通じた地域づくり事業の実施体制を掲載しています。85ページの(4)は、支援が行き届いていない世帯へのアウトリーチ事業、(5)は、多機関協働事業となっています。こうした事業を地域福祉計画の施策1・2に位置づけ、適切かつ効果的に取り組んでいきます。

87ページからは、第5章「推進体制と進行管理」についてです。次期計画期間においても、推進委員会として現行と同様に親会と2つの部会を設けて、区民や関係団体等の方に計画の取組状況の点検や評価を行っていただきます。

最後に、資料編としまして、92ページに権利擁護部会の委員の皆さんの名簿を掲載しております。また、96ページから用語解説を載せております。本文中にアスタリスクを付けて、その用語を解説しています。

以上、地域福祉計画(素案)についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

副部会長 説明が終わりました。まず、私から質問をよろしいですか。79ページから、(2)の新規の事業で「将来の不安に備えた支援の実施」とありますが、その中で「権利擁護に関する新たなサービスの実施」について、具体的にはどういったサービスを想定されているのでしょうか。

事務局 令和6年度から練馬区社協の権利擁護センターに終活相談窓口を開設いたしま

した。そういった窓口やその他にも権利擁護センターなどに寄せられる相談のニーズを把握して必要なサービスを検討するということからとっております。身寄りのない高齢者や単身世帯の方などが増えていくことが予想されますので、そういった方の判断能力が低下した際の入院や施設入所など、急な支援が必要になったときのサービスについても今後検討をしていく必要があるとっております。

副部長 ありがとうございます。文章の最後に「また、相談内容から権利擁護・身元保証などに関するニーズを把握し、必要なサービスを検討します。」とあります。「権利擁護・身元保証」について、以前の会議で私はお話ししたと思うのですが、この分野は慎重に検討を進めていただきたいと思います。いろいろなサービスを提供するコントロールのきかない団体というのも実際存在しますので、そのあたりも検討した上で実施していただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

他に、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員 施策5で「権利擁護が必要な方への支援の充実」というところで、取組項目が書かれています。権利擁護センターの役割としては、高齢の方、認知症の方や障害のある方で判断能力が充分でない方または低下してきている方に対して成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の支援につなげていくことや、検討支援会議やネットワーク連絡会を行い、顔の見える関係を構築してご本人をどう支えていくかということを考えて進めていきたいとっております。もちろん、全体的に権利擁護センターが取り組んでいかなければならないという認識は持っていますが、この中で地域包括支援センターの役割があまり触れられていないと感じます。地域包括支援センターの役割としても権利擁護業務が位置づけられていて、成年後見制度に関する支援や高齢者の方の虐待案件、消費者被害など、さまざまところで権利擁護という視点での関わりが出てくると思うのですが、もう少しその辺に触れても良いのではないかと思います。いかがですか。

高齢者支援課長 地域包括支援センターは、虐待も含め、権利擁護に対する業務が柱の1つになっていますので、相談窓口としての位置づけがあります。78ページの「親族後見人等の支援」に地域包括支援センターがありますが、最終的には、やはり社協の力なしには解決できないことも多いので、どのように記載するか検討させていただきたいと思えます。

委員 成年後見制度の周知・普及についても、やはり地域包括支援センターでも日頃らご相談を受けている中で、必要な方は権利擁護センターにつないでいただいている部分もあると思えますので、検討をお願いします。

副部長 ありがとうございます。やはり役割分担の明確化はとても大事だと思います。特に今、限られたマンパワーでさまざまな事業を行っているという現状があり、どこまでが自分たちがやるべきなのかというのが曖昧になりつつあるようなところがあると思えます。ぜひご検討いただければと思います。

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員 80ページの「終活」のコラムの中で、「『私の生き方ノート』を区内終活支援団体との協働により発行し」と書かれているのですが、名前は出ていないので仕方ありませんが、「区内終活支援団体」という表現に少し違和感があります。

福祉部管理課長 「終活支援を行っている団体」など、書き方を検討いたします。

委員 もう1点、重層的支援について、82ページの支援フローで「多機関協働事業」は生活福祉課連携推進担当係が担当になっていますが、その体制について、どのくらいの人数で担当しているかということと、ボランティアセンターやコーナーでアウトリーチをするということになっていますが、今の体制では大変ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部管理課長 他機関協働事業は、ケース検討会議の調整やさまざまな機関へのつなぎ役として、連携推進担当係の職員2名体制で実施しています。

委員 現状は2名ということですね。人員体制は今後状況によって変わる可能性もあるのでしょうか。

福祉部管理課長 おっしゃるとおりです。

委員 重層的支援体制整備事業については、「参加支援」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援」として4名体制で実施しています。ボランティアセンターとして、地域福祉コーディネーターの機能にこの重層的支援体制整備事業を追加し、それぞれの役割を一体的に取り組んでいるところです。受ける相談としては、制度の狭間にある方やどこに相談したら良いかわからない相談、複合的・複雑的な相談、また、ひきこもりの方やその家族からの相談などがあります。対応には非常に時間もかかり、信頼関係を作るのが難しいということを実感しているところです。そのような相談に丁寧に対応しながら、いろいろな社会資源に結び付けていきたいと思っておりますが、人員体制が難しい部分が出てきたときには区へも相談しながら進めたいと思っております。

委員 これはおそらく今までもやっていらっしゃることで、それが位置づけられたのかと思ったのですが、支援が行き届かない世帯を個別訪問するといっても、支援が行き届かない世帯を見つけていくのもなかなか難しいと思います。これがフローどおりにできいくと非常に良いことだと感じます。

委員 支援につながっていない方を、私たちだけで見つけられるかということ簡単なことではありませんので、いろいろな会議体に出席したり関係機関や地域住民とつながったりしながら進めていきたいと思っております。地域の方のほう情報がキャッチできることが多いこともあります。そういった方とつながりながら、一緒に支援ができれば良いと思っております。

副部会長 82ページの図だと一方通行に見えます。支援の流れを示しているのだとは思いますが、ここで把握された地域課題はどこで処理されるのだろうかという疑問も少し感じます。

少し戻りますが、77ページの「法人後見実施団体への支援」について、現況は「懇談会の開催」となっていますが、10年度目標は「法人後見実施団体への支援の充実」とあります。これについて、具体的にはどのような支援を想定されているのでしょうか。

福祉部管理課長 こちらは検討段階ではありますが、財政基盤や人手に関する支援について、踏み込んで検討していきたいと思っております。

副部会長 私も都の法人後見の研修講師をしていて、法人後見がいかにコストがかかるかということがわかっているつもりなのですが、法人後見を期待している区民の皆様が多くいらっしゃいますので、やはり必要な支援はしっかりとやっていくべきであると感じま

す。ぜひよろしく申し上げます。

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員 こちらに関連して、財政や人材支援ということだったのですが、それぞれの法人でやり方や置かれている状況は違うと思います。良く検討していただき、聞き取りなどして進めていただけるとありがたいと思います。

副部長 団体へのヒアリングですね。きめ細かな支援をしていただきたいと思います。

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

○委員 84ページの「地域づくり事業」について、「地域活動支援センター事業 型」というのは、障害者地域生活支援センターさくらのような施設のことでしょうか。

福祉部管理課長 おっしゃるとおりです。

委員 「地域住民ボランティア育成」とあるのですが、どのような形で育成なさっているのでしょうか。

○障害者施策推進課長(代理) 各センターで障害のある方を対象としたプログラムを実施し、プログラムの運営を地域の人にお願ひしたりですとか、大泉さくらで行っている喫茶店の従業員を地域の方にお願ひしたりしています。各センターと地域の方とのつながりを活かしてプログラムを行っているところです。

委員 事業 型と 型はあるのですが、事業 型はあるのでしょうか。

障害者施策推進課長(代理) 区にはございません。

委員 練馬区にはないということですね。また、 型は2カ所で委託・補助と書かれています。その2カ所はどちらになるのですか。

障害者施策推進課長(代理) 1カ所は心身障害者福祉センターで、こちらは委託です。もう1カ所は、確認して回答いたします。

委員 83ページの「包括的相談支援事業」について、精神障害者が関係する、いわゆる「にも包括」がこちらに含まれるのでしょうか。障害者地域生活支援センターがこれを担うということでしょうか。

管理課長 複合的な課題を抱えている方やどこに相談して良いのかわからないという方がいらっしゃると思うのですけれども、包括的相談支援として分野で分けるのが難しいものについて、どこでも相談を受けて適切な機関につなげるということです。例えば、精神保健ですと保健相談所が相談窓口になるかと思いますが、こちらに記載している機関で相談を受けられる体制をつくり、一旦すべての内容を受けて適切な機関におつなぎするということを目指しています。

委員 「設置数4」というのはどういう意味でしょうか。

管理課長 障害者地域生活支援センターが区内で4カ所あることを指しています。

副部長 確かに精神の方はどこに相談したら良いかというのは難しい話だとは思いますが、想定されているのは障害者地域生活支援センターでしょうか。保健相談所でしょうか。

障害者施策推進課長(代理) 障害者地域生活支援センターは精神障害のある方も対応しています。

副部長 わかりました。他にございますか。

委員 結局動くところはどこなのかと考えてみますと、地域包括支援センターが多いのではないかと思います。83ページの表の中でも地域包括支援センターの設置数は27か所ありますが、さらに数を増やさなくてはいけないのではないかと感じます。先ほど障害の方の話もありましたが、地域包括支援センターの中に障害も組み込んで、なおかつ、設置数を27ではなく30や40に増やしていかないと対応できないのではないかと思います。多機関協働事業というのは、バラバラではできないですから、地域包括支援センターの中で対応して、その地域の中で問題が解決できるような仕組みを考えていくと良いのではないかと思います。

副部会長 ありがとうございます。確かにこの表だけを見ると、「主な対象分野」とは書かれていて、このように分けられてしまうと自分たちは他の窓口に行ってはいけないのではないかとこのように考えてしまう方々もいらっしゃると思うのです。どこか1つがまとまってワンストップでできたらありがたいでしょうし、設置数27というのはとても武器だと思しますので、そこでいろいろなことが対応できたら理想だと思います。

それではいったん質問は終わりにさせていただきます。今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2をご覧ください。11月7日に親会、11日に福祉まちづくり部会を開催する予定です。その後、12月5日に練馬区議会の常任委員会で計画(素案)を報告しまして、11日に公表いたします。区報には、素案が完成したことを掲載しまして、パブリックコメントを1月15日まで行う予定です。1月に庁内検討委員会と親会を開催して計画(案)をご説明いたします。3月末の策定に向けてこのようなスケジュールで進めていく予定であります。説明は以上です。

副部会長 スケジュールについて何かご確認しておきたいことなどはございますか。

(なし)

副部会長 それでは、次第4「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 本日は素案について、なかなか細かいところまでご覧いただけなかったかと思えます。もし他にご意見などございましたら、今週の金曜日までに事務局に電話やメールなどでお寄せいただければと思います。

福祉部管理課長 補足ですが、12月5日に区議会報告とありますが、この素案の形で、他に何かご意見があれば今週中にいただきたいというところです。素案が公表された後、パブリックコメントを実施します。公表された素案に対してのご意見はパブリックコメントでいただきたいと思っておりますので、2段階になっているとご認識いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

副部会長 今週中に意見が間に合わない場合はパブリックコメントで、ということですね。

他にはよろしいでしょうか。

事務局 皆様の部会の任期が本年度末になっております。今回が今期最後の部会となりました。皆様にはお忙しいところ部会にご出席いただき、また、資料の確認や多くのご意見をいただきましてありがとうございました。本日いただいたご意見についても今後の素案に反映させていきたいと思えます。来期については、皆様の所属団体に、委員推薦のご

依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

副部会長 ありがとうございます。それでは本日予定した案件は以上になりますが、全体を通してご意見やご質問などございますか。

障害者施策推進課長(代理) 先ほど地域活動支援センター 型の2か所についてご質問がありましたが、1つは、申しあげました心身障害者福祉センター、もう1つが練馬区豊玉北にございますNPO法人ホサナが運営しているクラブハウス「シンプルライフ」という施設です。以上です。

副部会長 ありがとうございます。他にございますか。

委員 6~7ページに図がありますが、とても小さくて見えにくいように思いました。

福祉部管理課長 ご意見ありがとうございます。調整して見えやすくなるよう掲載したいと思います。

委員 素案は、私たちはインターネットで見るということでしょうか。

事務局 素案は、部会員の皆様には紙の状態ではお配りはしない予定です。ですので、ホームページでご覧いただくことになるかと思えます。

副部会長 スケジュールに「区報掲載」とありますが、そちらにリンクが掲載されるということでしょうか。

事務局 区報に、ホームページのQRコードを載せる予定です。

副部会長 わかりました。他はよろしいでしょうか。

(なし)

副部会長 特別区の中では非常に積極的な取組みをされている所もありますので、ぜひとも他区の状況なども知っていただいて、ベストな計画をつくっていただきたいと思えます。

それでは以上で会議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝いたします。本日は真にありがとうございました。